

(仮称)吉倉・久米野土地区画整理事業

事業化検討パートナー募集要項

令和 8 年 10 月

(仮称)吉倉・久米野土地区画整理組合設立準備会

【支援 成田市】

(仮称)吉倉・久米野土地区画整理事業
事業化検討パートナー募集要項
目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要.....	2
2.1 施行予定地区の位置及び概要.....	2
2.2 地区の概況.....	3
2.3 法規制等の状況	4
2.4 まちづくりの経緯.....	5
2.5 想定している事業スケジュール.....	5
2.6 土地利用構想.....	6
3. 事業化検討パートナーに求める事項	7
3.1 業務内容.....	7
3.2 期間	8
3.3 業務に要する費用	8
4. 提案及び審査に関する事項	9
4.1 事業化検討パートナーの選定方法.....	9
4.2 募集スケジュール	9
4.3 参加者の体制及び資格要件	9
4.4 応募手続き.....	10
4.5 提案を求める事項.....	13
4.6 提案審査及びプレゼンテーション.....	14
4.7 優先交渉権者へのヒアリング	15
4.8 事業化検討パートナーの決定と覚書の締結	15
4.9 失格要件	15
5. 参加意向表明に関する様式	16

1. 募集の趣旨

成田空港では、第3滑走路の新設を含む「成田空港第2の開港プロジェクト」が本格化しており、年間発着枠が50万回まで拡大し、旅客数・貨物取扱量、空港内外の従業員数の増加が見込まれています。

これらを踏まえて、千葉県及び成田国際空港株式会社では、同プロジェクトによる効果を周辺地域にも最大限波及させることを目的として、令和7年4月に「NRT エリアデザインセンター(以下「NADC」という。))」を設立し、空港と周辺地域が一体となって発展していくための未来への道筋として、「SORATO NRT エアポートシティ構想(以下「エアポートシティ構想」という。))」を策定・公表しました。エアポートシティ構想では、「世界水準の航空・先端産業クラスター形成」をはじめ、「広域幹線道路ネットワークの整備」や「周辺のまちづくりを踏まえた効率的な地域公共交通の実現」などによる国際産業拠点の形成を目指しており、それとともに「選ばれる魅力的な居住エリア」の創出が求められています。

一方、成田市では、空港を取り巻く情勢の変化を捉え、未来を見据えたまちづくりを戦略的に推進するとして、平成30年度に『吉倉地区周辺まちづくり基本調査』を実施し、まちづくり基本構想を策定するとともに、同構想の中で新たな人口増加の受け皿として定めた吉倉・久米野地区(以下「本地区」という。))において、令和元年度から、まちづくりに関する説明会や勉強会を実施してまいりました。

その結果、令和5(2023)年10月に、(仮称)吉倉・久米野土地区画整理組合設立準備会(以下「準備会」という。))を結成し、その後は、成田市とともに(仮称)吉倉・久米野土地区画整理事業(以下「本事業」という。))の事業化に向けて取り組んできたところであります。

現在、成田市においては、エアポートシティ構想の実現に向けて、千葉県及びNADCと積極的に情報共有や意見交換を行っており、その中で、空港に隣接する本地区については、エアポートシティ構想において求められている「選ばれる魅力的な居住エリア」として期待されています。

本募集は、このような状況を踏まえて、本事業を確実に推進するため、民間事業者の豊富な経験と技術力を生かした魅力あるまちづくりの提案と実現性の高い事業計画(案)の策定を主な目的として、事業化検討パートナーを募集するものです。

2. 事業概要

2.1 施行予定地区の位置及び概要

本地区は、JR 成田駅から約 3.0km 東側で、成田市の中心市街地と成田国際空港の間に位置しており、本地区の南側約 1.4km のところには国際医療福祉大学成田病院が立地しています。

また、エアポートシティ構想において、本地区は、周辺の医療機関の立地や住宅の集積及び鉄道沿線の立地特性を生かし、医療・研究・住環境を集約し、ウェルビーイング都市モデルを実装するとした、「ライフサイエンス・パーク」ゾーンに位置しており、土地利用の改変に向けてポテンシャルの高い地区となっています。

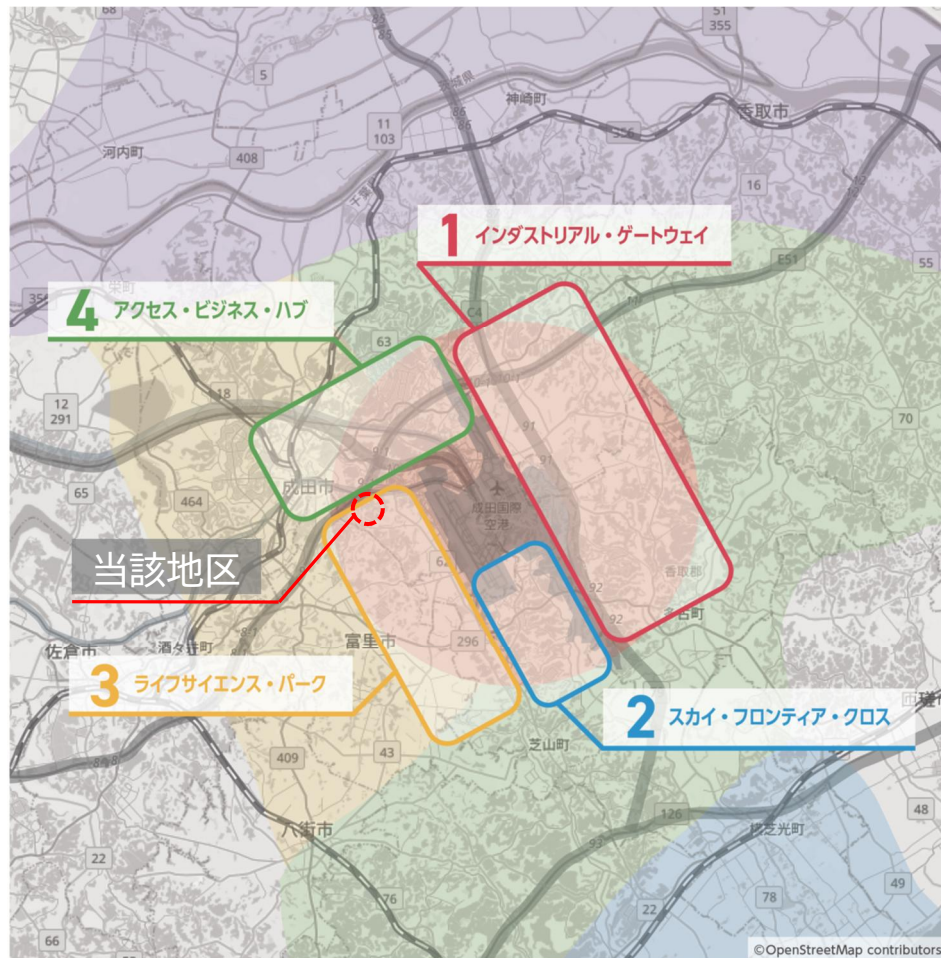
面積は、約 45ha(※)で、現在は、市街化調整区域ですが、『印旛広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和 8 年 9 月 千葉県)』及び『成田市都市計画マスタープラン 2023』では、土地区画整理事業により、良好な環境を有した住宅地として整備を図るよう位置付けられており、事業化に向けた熟度に応じて市街化区域への編入が予定されています。さらに、本地区内に計画されている幹線道路「東町吉倉線」及び「吉倉川栗 2 号線」についても成田市道として認定され、良好な道路ネットワークの形成に向けた取組みが進められており、本地区の市街化編入と合わせて都市計画決定される予定です。

※現時点で検討中のものであり、確定したものではありません。

位置図



SORATO NRT エアポートシティ構想 ゾーニング図



[出典: SORATO NRT エアポートシティ構想(NADC)]

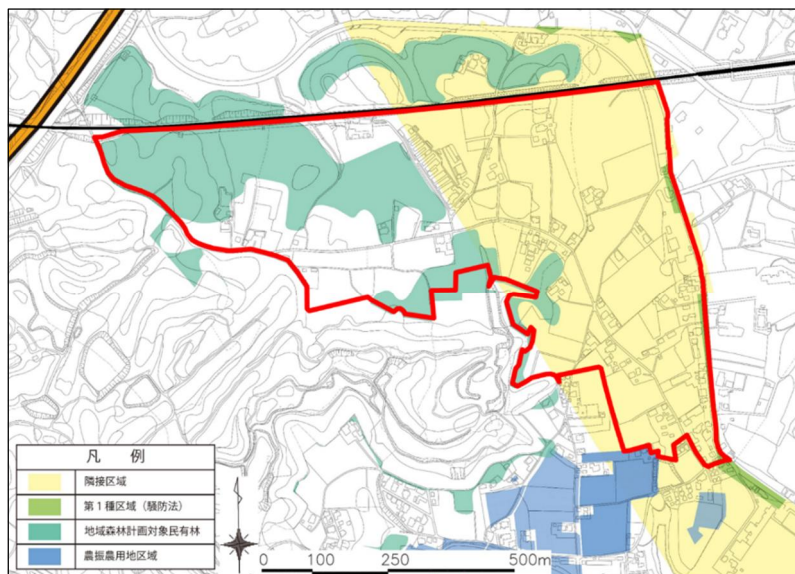
2.2 地区の概況

項 目	内 容
所 在 地	千葉県成田市吉倉、久米野、大清水
事 業 手 法	土地区画整理事業(組合施行)
面 積	約 45ha(計画)
地 権 者 数	122 名(令和 8 年 7 月末日時点)
鉄 道 駅	京成本線京成成田駅から約 2.9km JR 成田線成田駅から約 3.0km
バ ス	バス路線は民間の 1 路線で、成田市の中心市街地と三里塚方面を結んでおり、概ね 20～40 分間隔で運行されている。
土 地 利 用 状 況	山林、畑、宅地、雑種地
周辺の土地利用	地区東側: 道路用地 地区西側: 道路用地及び雑種地(太平洋クラブ成田コース) 地区南側: 畑、宅地 地区北側: 鉄道用地

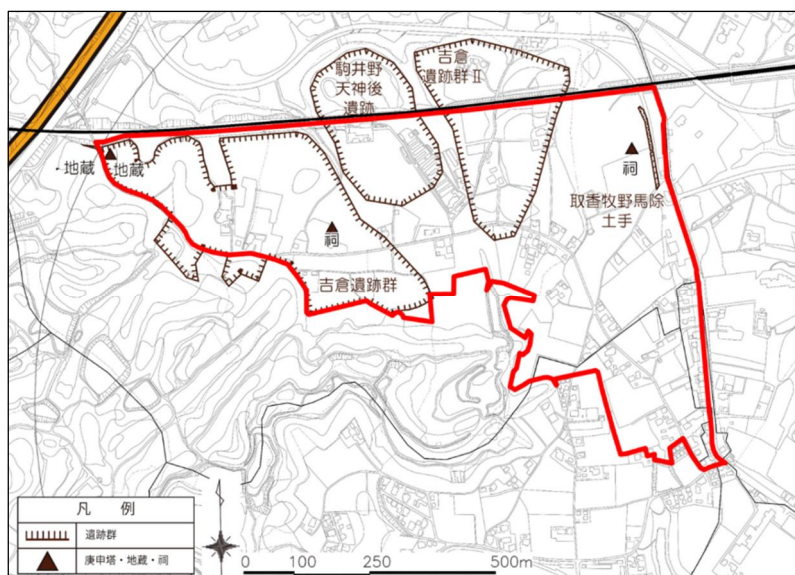
2.3 法規制等の状況

項 目	内 容
法 規 制 等	・地区全域が市街化調整区域及び農業振興地域 ・地区西側を中心に地域森林計画対象民有林が存在 ・主要地方道成田松尾線沿道の一部が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(騒防法)の第1種区域に指定 ・地区東側を公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が隣接区域(第1種区域に隣接する騒音地域)に設定
文 化 財 包 蔵 地	吉倉遺跡群、吉倉遺跡群Ⅱ、駒井野天神後遺跡、取香牧野馬除土手
上 下 水 道	地区内のほぼ全域において市営水道あり、公共下水道なし
災 害 ハ ザ ード	地区の一部に土砂災害警戒区域指定箇所あり 浸水想定区域の指定はなし

法規制状況図



文化財分布図



2.4 まちづくりの経緯

本地区のまちづくりの経緯は以下の通りです。

年 度	内 容
平成 30 年度	「吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託」(成田市) ・ まちづくり基本構想を策定
令和元年度	市がまちづくり構想に関する地元説明会を実施(7月・9月)
令和 2 年度	「吉倉地区周辺まちづくり概略設計委託」(成田市) ・ 基本構想において土地区画整理事業による整備を想定した区域(約 75ha)の概略設計を実施 市がまちづくり構想に関する地権者説明会を実施(8月(2回)) 市が土地区画整理事業に関する勉強会を実施(11月・12月(3回))
令和 3 年度	「(仮称)吉倉・久米野土地区画整理事業推進業務委託」(成田市) ・ 事業の効果や成立性を考慮した事業区域(案)を検討 (仮称)吉倉・久米野土地区画整理事業発起人会を結成(10月)
令和 5 年度	市が発起人会に対して事業区域(案)(約 45ha)を提案 (仮称)吉倉・久米野土地区画整理組合設立準備会を結成(10月) 準備会結成届の提出及び技術的援助の請求(10月) 市による技術的援助の決定(11月)
令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	「自然環境調査業務委託」(成田市) ・ 事業の施行に伴う環境への影響について予測を行い、環境保全措置やその評価について取りまとめを実施

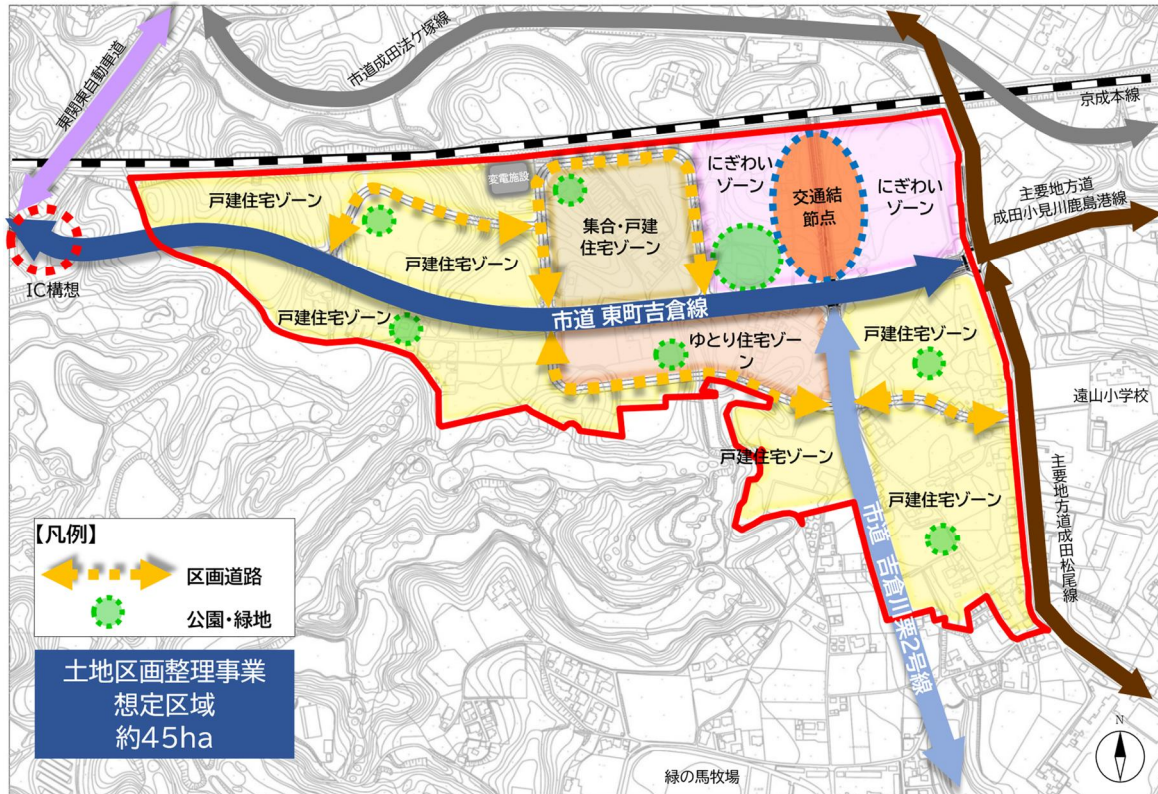
2.5 想定している事業スケジュール

年 度	内 容
令和 8 年度 ～ 令和 10 年度	事業化検討 ・ 土地利用計画(案)・事業収支計画(案)作成 ・ 概算事業費・概算減歩率の算出 ・ 測量調査・区画整理設計 等 都市計画協議及び組合設立認可申請に向けた事前協議
令和 11 年度	都市計画決定手続き(市街化区域への編入等) 組合設立認可・工事着工

2.6 土地利用構想

成田空港の更なる機能強化や、隣接する国際医療福祉大学成田病院の開院等を契機に期待される、新たな人口増加の受け皿となるよう、エアポートシティ構想において求められている「選ばれる魅力的な居住エリア」を目指し、都市機能や住環境の整備を図ります。

土地利用構想図(イメージ図)



3. 事業化検討パートナーに求める事項

事業化検討パートナーは、未来を見据えた魅力あるまちづくりを目指し、本地区における土地区画整理組合の設立に向けて、まちづくりに関する豊富な経験と技術力を生かした提案等を行い、準備会及び成田市と共に事業計画案の作成や合意形成の推進に努めるなど、事業化に向けた検討・支援をしていただきます。

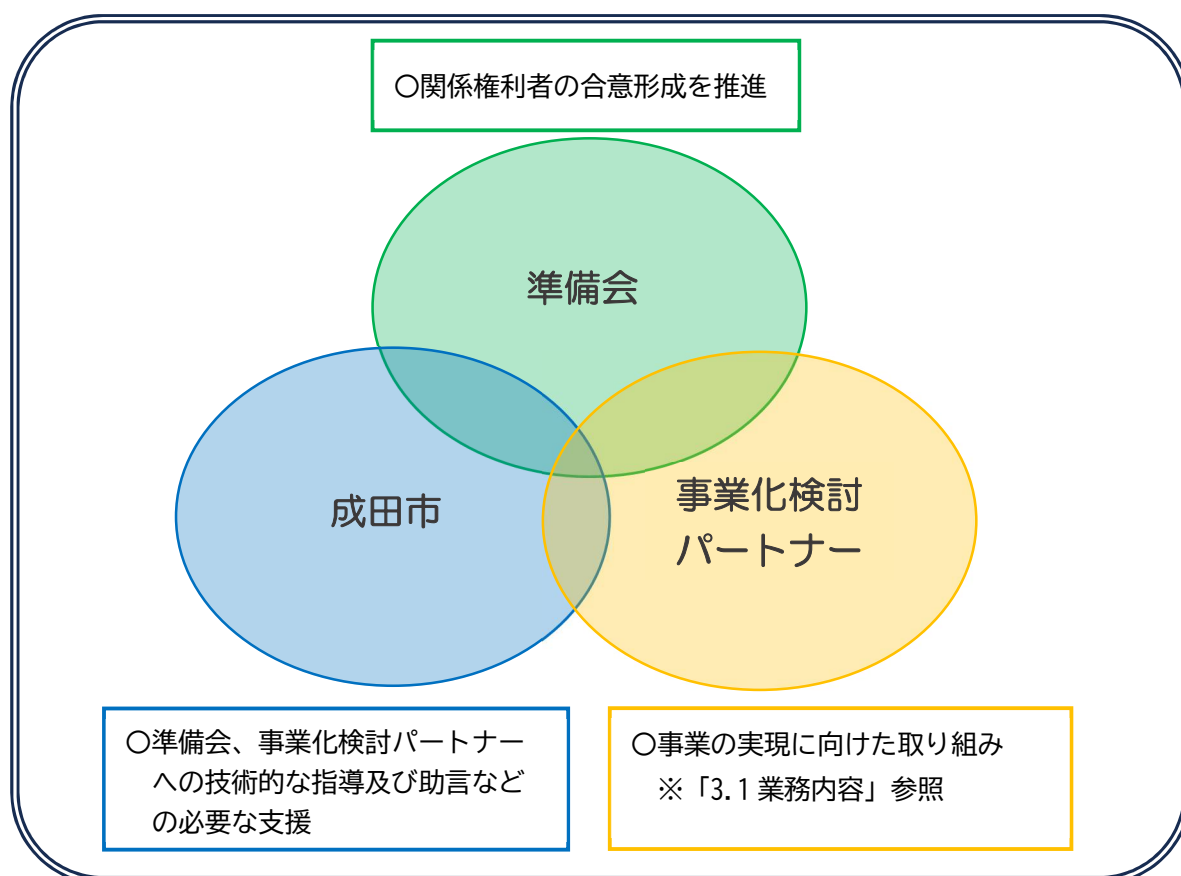
なお、業務の進捗状況により、事業化検討パートナーが希望する場合は、準備会及び成田市と協議の上、所定の手続きを経て、業務代行予定者へ移行できるものとします。

3.1 業務内容

事業化検討パートナーには、以下に示す業務の支援を求めることとします。なお、追加の提案事項があれば積極的に提案して下さい。

- ・事業実現の可能性(土地利用計画及び事業収支計画の案の作成)に関すること
- ・法律による指定要件(文化財・農地・林地開発等)への対応に関すること
- ・保留地処分や企業誘致等に関すること
- ・地権者の合意形成に向けた準備に関すること
- ・本地区周辺を含めた土地利用の可能性の提言に関すること
- ・その他、事業推進に必要な事項に関すること

準備会・成田市・事業化検討パートナーの連携のイメージ



3.2 期間

覚書(※)を締結した日から、原則として、業務代行予定者を決定するまでの期間とします。

※「覚書」とは、準備会、成田市及び事業化検討パートナーが、本要項内で示す取り組みを基本に、三者で協議して合意した内容を取りまとめた文書です(「4.8 事業化検討パートナーの決定と覚書の締結」参照)。

3.3 業務に要する費用

業務に要する費用は、原則として事業化検討パートナーの負担としますが、業務内容によっては、準備会との費用負担に関する協議を妨げるものではありません。

また、業務代行予定者に移行した場合、それ以降の業務に要する費用の負担については、準備会と協議により決定します。

なお、成田市では、「成田市土地区画整理組合助成規則」を定めており、組合の設立認可を条件として、組合設立までに要した調査費用等の一部について、成田市から助成金が交付されます。助成金の交付割合は 3 分の 1 以内とされていますが、本地区は、成田市が別に定める「成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則」で定める対象地域に該当することから、交付限度額が 2 分の 1 以内へと引き上げられて交付されます。

4. 提案及び審査に関する事項

4.1 事業化検討パートナーの選定方法

選定方法は公募によるプロポーザル方式として、提案者によるプレゼンテーションを踏まえて審査し、優先交渉権者を決定します。

4.2 募集スケジュール

募集から選定までのスケジュールは以下のとおりです。

項目		日程	備考
①	公募開始・募集要項の公表	令和 8 年 10 月 1 日(木)	成田市 HP に掲載
②	質問書の受付	令和 8 年 10 月 1 日(木)～ 令和 8 年 10 月 9 日(金)	
③	質問に対する回答	令和 8 年 10 月 16 日(金)	
④	参加意向表明書の受付	令和 8 年 10 月 19 日(月)～ 令和 8 年 10 月 23 日(金)	
⑤	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 10 月 28 日(水)	郵送及びメールで通知
⑥	提案書の受付	令和 8 年 11 月 2 日(月)～ 令和 8 年 11 月 16 日(月)	
⑦	プレゼンテーション及び審査	令和 8 年 11 月 24 日(火)	詳細について別途通知
⑧	優先交渉権者の決定・結果の通知	令和 8 年 11 月 25 日(水)	優先交渉権者には、後日 ヒアリングを実施予定
⑨	覚書の締結	令和 9 年 1 月(予定)	準備会・市・事業化検討 パートナー

4.3 参加者の体制及び資格要件

(1) 参加者の体制

- ・応募することができる者(以下「参加者」という。)は、「3.1 業務内容」の履行が可能な単体の企業(以下「参加企業」という。)又は複数の企業で構成するグループ(以下「共同企業体」という。)とします。
- ・共同企業体で参加する場合は、応募の手続きは、代表企業が行うこととします。
- ・共同企業体の構成員は、複数の共同企業体に所属することはできません。
- ・参加意向表明書の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は認めません。

(2) 参加者の資格要件

参加者は、次の①及び②の要件を満たし、かつ、③又は④のいずれかを満たすこととします。

ただし、共同企業体の場合は、代表企業以外の構成員については、①を満たすこととします。

① 法人要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(イ) 成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成 24 年 4 月 1 日制定)に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。

(ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされた場合は、更生計画の認可の決定がなされている者であること。

(エ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされた場合は、再生計画の認可の決定がなされている者であること。

(オ) 成田市契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加の除外を受けていない者であること。

② 実績要件

平成 28 年度以降、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 2 項の土地区画整理組合から委託を受け、土地区画整理事業の業務の全部又は一部を施行した実績を有する者であること。

③ 建設業者要件

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受けている者(許可業種として土木一式工事を含むこと)であること。

④ デベロッパー要件

営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の免許を受けていること。

4.4 応募手続き

(1) 募集要項の公表

募集要項(本要項)は、下記の要領で公表します。

① 公表期間

令和8年 10 月 1 日(木)から令和 8 年 10 月 23 日(金)

② 入手方法

成田市のホームページよりダウンロードして下さい。

(2) 質問及び回答

本募集に関する質問等は、質問書(様式自由)にて受け付けることとし、電話及び窓口等での口頭による質問は一切受け付けません。

① 受付期間

令和 8 年 10 月 1 日(木)午前 9 時から

令和 8 年 10 月 9 日(金)午後 4 時 30 分まで【必着】

② 提出方法

下記までメールで提出して下さい。

成田市役所 都市部 市街地整備課

E-Mail:shigaichi@city.narita.chiba.jp

③ 質問に対する回答

全ての質問とそれに対する回答を、令和 8 年 10 月 16 日(金)に成田市のホームページで公表します。

(3) 参加意向表明書の受付

下記の要領にて参加意向表明書を受け付けます。

① 提出書類

(ア) 参加意向表明書【様式1】

(イ) 会社概要【様式2】(以下の書類を各 1 部添付して下さい)

・定款

・会社、法人の登記事項証明書(交付から 3 か月以内のもの)

・会社概要書(会社案内、パンフレット等)

・直近 3 か年の財務諸表(損益計算書、貸借対照表等)

(ウ) 構成員届【様式3】 ※共同企業体で参加する場合のみ提出して下さい。

(エ) 業務実績書【様式4】

(オ) 建設業許可書(写し) 又は 宅地建物取引業免許(写し)

② 受付期間

令和 8 年 10 月 19 日(月)午前 9 時から

令和 8 年 10 月 23 日(金)午後 4 時 30 分まで【必着】

③ 提出方法

参加者は、①の提出書類一式を下記まで持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、②の受付期間内での必着とし、配達記録がされる書留郵便等で郵送して下さい。(送料は参加者の負担)

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 都市部 市街地整備課

(4) 参加資格審査結果

参加資格の審査結果は、令和 8 年 10 月 28 日(水)に参加意向表明書に記載された所在地(共同企業体の場合は代表企業)宛に文書にて通知するとともに、参加意向表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

(5) 提案書の受付

参加資格を満たした参加者について、以下の要領で提案書の提出を受け付けます。

① 提出書類

- ・提案書は、A4 版(様式・縦横・製本方法自由、カラー可)16 頁以内とします。A3 版も可としますが、その場合は 8 頁以内とします。表紙を付す場合は頁数に含みません。
- ・本文中の文字のサイズは 12 ポイント以上とし、見やすい位置にページ番号を付して下さい。
- ・提出部数は 15 部とします。併せて、提案書の電子データ(PDF 形式)を CD-R に記録して提出して下さい。なお、提出された提案書及び電子データは返却いたしません。

② 受付期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)午前 9 時から

令和 8 年 11 月 16 日(月)午後 4 時 30 分まで【必着】

③ 提出方法

参加者は、①の提出書類一式を下記まで持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、②の受付期間内での必着とし、配達記録がされる書留郵便等で郵送して下さい。(送料は参加者の負担)

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 都市部 市街地整備課

④ 費用負担

提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て参加者の負担とします。

(6) 提案の辞退

参加意向表明書の提出以降、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提案書の提出締め切り日までに持参または郵送(必着)にて提出して下さい。

4.5 提案を求める事項

本地区では、成田空港第2の開港プロジェクトや国際医療福祉大学成田病院の開院等を契機に期待される、新たな人口増加の受け皿として住宅用地を整備するため、組合施行の土地区画整理事業によるまちづくりを目指しています。

また、準備会及び成田市では、本事業においては従来の土地区画整理事業のように、単に宅地を供給するだけにとどまらず、将来を見据えた持続可能なまちづくりを期待しており、例として、ゼロカーボンを目指したスマートタウンや自動運転技術等を利用した新しいまちづくり、交通事業者と連携したアクセス性や回遊性の向上、大学病院と協力した住民の健康づくりや予防医療に取り組むまちづくり等、将来に向けてこの地区の付加価値が上がるような構想を含めたまちまちづくりの提案も望んでいます。

本募集における提案では、上記を踏まえたまちづくりの方針や準備会への支援内容等について、まちの魅力向上や周辺地域への貢献、事業計画の実現性、地権者の合意形成等の視点を踏まえて提案して下さい。

なお、事業化検討パートナーとして決定した際には、成田市が過年度に検討した業務成果の全部または一部を貸与する予定です。

○提案を求める事項(評価項目)

① 実施体制

- ・事業化検討パートナーとして取り組む体制について、組織体制や役割分担、担当者の実績や資格等を示して下さい。

② 地区の現状や課題について

- ・成田市都市計画マスタープランなどの上位計画における位置づけや、地区の現状や課題を十分に理解し整理しているか示して下さい。

③ エアポートシティ構想を念頭に置いたまちづくり方針について

- ・本地区の特性を踏まえ、付加価値を生み出し、魅力あるまちづくりを目的とした「まちづくりの方針」を提案して下さい。
- ・本地区のまちづくりに伴い想定される、周辺地域への有益な貢献や波及効果について提案して下さい。

④ 事業化検討パートナーとして取り組む業務内容について

- ・組合設立認可へ向けて、本事業を推進するために、事業化検討パートナーとして取り組む業務について具体的に提案して下さい。
- ・業務の実施スケジュールを提案して下さい。

⑤ 業務に要する費用について

- ・事業化検討パートナーとして実施する業務に要する費用について、業務内容を踏まえ、費用負担の方針について明記してください。

4.6 提案審査及びプレゼンテーション

(1) プレゼンテーション

日程：令和 8 年 11 月 24 日(火)

提出された提案書の内容について、プレゼンテーションを実施することとし、開始時間、会場等、詳細は別途通知します。プレゼンテーションで使用できるものは、提案書に記載された内容の範囲に限定します。追加の資料は認めません。

(2) 提案審査

プレゼンテーションの内容を踏まえて提案内容を下記の評価項目及び基準に基づき、選定委員会が審査し、優先交渉権者を決定します。

なお、評価得点が 50 点に満たない場合は失格とします。

提案内容については、優先交渉権者に選定された企業に限り、準備会会員に公開することがありますので予めご了承下さい。

評価項目		評価基準	配点	
提案事項	① 実施体制	➤ 経験豊富な担当者が配置されているか ➤ 充実した実施体制となっているか	10	80
	② 地区の現状や課題について	➤ 成田市都市計画マスタープランなどの上位計画における位置づけや、地区の現状や課題を十分に理解し整理されているか	10	
	③ エアポートシティ構想を念頭に置いたまちづくり方針について	➤ 業務内容を十分理解し、魅力的かつ実現性が考慮された提案となっているか	20	
		➤ まちづくりに伴って想定される、周辺地域への有益な貢献や波及効果が示されているか	15	
	④ 事業化検討パートナーとして取り組む業務内容について	➤ 業務項目及び内容は妥当なものとなっているか	10	
		➤ 業務スケジュールは妥当なものとなっているか	10	
	⑤ 業務に要する費用について	➤ 業務内容に対する地権者への負担の程度を評価する	5	
取り組み意欲		➤ 提案に熱意と説得力があるか ➤ 質疑の対応は適切か	20	
合計			100	

(3) 提案審査結果の通知

提案審査結果については、後日、全ての参加者に対し、参加意向表明書に記載された所在地(共同企業体の場合は代表企業)宛に文書にて通知するとともに、参加意向表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

4.7 優先交渉権者へのヒアリング

優先交渉権者に対し、準備会からヒアリングを行う予定です。詳細は、優先交渉権者決定後に通知します。

4.8 事業化検討パートナーの決定と覚書の締結

優先交渉権者が決定し、準備会、成田市及び事業化検討パートナーによる覚書(案)の協議が整った後、総会の議決を経て、事業化検討パートナーの決定と覚書の締結を行います。

4.9 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とします。

- ・提出方法、受付期間に適合しない場合
- ・応募要件を満たさない者から提出された場合
- ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ・虚偽の内容が記載されている場合
- ・その他、法令違反等の公序良俗に反する行為があった場合

5. 参加意向表明に関する様式

様式 1(参加意向表明書)

		(様式 1)	
		令和	年 月 日
(仮称) 吉倉・久米野土地区画整理組合設立準備会			
会 長 木 川 満 様			
		所 在 地	
		法 人 名	
		代表者名	印
(仮称) 吉倉・久米野土地区画整理事業			
参加意向表明書			
標記事業に係る事業化検討パートナーの募集について、下記のとおり参加することを表明します。			
記			
1. 添付資料			
1) 様式 2：会社概要			
2) 様式 3：構成員届（共同企業体で提案する場合のみ）			
3) 様式 4：業務実績書（添付書類含む）			
4) 建設業許可書（写し） 又は 宅地建物取引業免許（写し）			
2. 担当者連絡先			
所 属：			
氏 名：			
電話番号：			
E-mail：			
		以 上	

様式 2(会社概要)

(様式 2)

会 社 概 要

法 人 名				
所 在 地				
設 立 年 月 日				
代 表 者 名				
ホームページの ア ド レ ス				
主 たる 業 務 内 容				
資 本 金	円			
売 上 高	円			
従 業 員 数	人			
主 要 取 引 先 金 融 機 関	1.		2.	
	3.		4.	
	5.		6.	
資 格 保 有 者 数	技術士	名	土地区画整理士	名
	測量士	名	一級土木施工管理技士	名

注 1. 共同企業体で取り組む場合は、全社分の会社概要を提出してください

注 2. 関連企業等を含まない、応募企業単体の情報をご記入ください。

様式 3(構成員届)

(様式 3)

構 成 員 届

1. 代表企業 (担当業務:)		
所 在 地		
商号又は名称		
代 表 者		
担 当 者 氏 名		
所 属	所 在 地	
電 話	FAX	E-mail
2. 構成企業 (担当業務:)		
所 在 地		
商号又は名称		
代 表 者		
担 当 者 氏 名		
所 属	所 在 地	
電 話	FAX	E-mail
3. 構成企業 (担当業務:)		
所 在 地		
商号又は名称		
代 表 者		
担 当 者 氏 名		
所 属	所 在 地	
電 話	FAX	E-mail
4. 構成企業 (担当業務:)		
所 在 地		
商号又は名称		
代 表 者		
担 当 者 氏 名		
所 属	所 在 地	
電 話	FAX	E-mail

※ 1. 参加資格要件を証明する書類を添付してください。

※ 2. 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加してください。

様式 4(業務実績書)

(様式 4)

業 務 実 績 書

会 社 名 (代表企業)

土地区画整理法第 3 条 2 項の事業内容				委託を受けて施行した実績		
No.	事業名称 (施行者)	所在地 (施行面積)	主たる土地利用	表 題	主な業務内容	業務期間
例	〇〇土地区画整理事業 (〇〇区画整理組合)	〇〇県〇〇市 (〇.〇ha)	工業・物流、住居	〇〇覚書、〇〇協定書 〇〇契約書	〇〇に関する業務	平成〇〇年～ 平成〇〇年

※ 1. 平成 28 年度以降に、土地区画整理法第 3 条 2 項の土地区画整理組合から委託を受けて、土地区画整理事業の業務の全部又は一部を施行した実績を No. の欄に 1 から付番し、1 件以上記載してください。

※ 2. 任意様式により、業務実績書 (様式 4) に記載する土地区画整理法第 3 条 2 項の事業内容及び委託を受けて施行した実績の概要を添付してください。

※ 3. 業務実績書 (様式 4) に記載する内容が分かる、覚書・協定書・契約書又はそれに準ずる書面 (事業名称、施行者、表題、業務内容、業務期間等を確認できる書面) の写しを添付してください。